

マンション管理士 前島事務所通信

2016年(平成28年)5月25日

第00037号(隔月発行)

編集/発行者:前島 英史

住所:京都市下京区西洞院通花屋町上ル

西側町483 六条荘1C

電話:075-744-0918

URL:<http://www.mankan-maejima.com>

5年ぶり5回目 3/14 国交省「マンション管理規約」改正

規約改正は12年
1月から15年3月
まで計11回開いた
「新たな管理ルール
検討会」の検討を踏ま
えたもの。

改正のポイントは
2面表の通り。最大の
特徴は、役員の資格要
件で、「組合員」の規定
を削除した条文を設
け、外部専門家を活用し
た組合に選択肢を用意した点。

規約初策定以来、「役員」「区分所有者」として
理事会運営方式が定着してきたが、今後は
第三者の理事長、理
事、監事への就任が可
能となり、いわゆる管
理者管理の選択もで
きるようになる。

2年5月の標準管理
規約初策定以来、「役員」「区分所有者」として
理事会運営方式が定着してきたが、今後は
第三者の理事長、理
事、監事への就任が可
能となり、いわゆる管
理者管理の選択もで
きるようになる。

規約改正は12年
1月から15年3月
まで計11回開いた
「新たな管理ルール
検討会」の検討を踏ま
えたもの。

改正のポイントは
2面表の通り。最大の
特徴は、役員の資格要
件で、「組合員」の規定
を削除した条文を設
け、外部専門家を活用し
た組合に選択肢を用意した点。

規約改正は12年
1月から15年3月
まで計11回開いた
「新たな管理ルール
検討会」の検討を踏ま
えたもの。

改正のポイントは
2面表の通り。最大の
特徴は、役員の資格要
件で、「組合員」の規定
を削除した条文を設
け、外部専門家を活用し
た組合に選択肢を用意した点。

規約改正は12年
1月から15年3月
まで計11回開いた
「新たな管理ルール
検討会」の検討を踏ま
えたもの。

投資型で「民泊」認定 専ら住宅業者は「違反と思っていない」

東京・大田区

東京都大田区は2月12日、全国で初めて民泊施設2物件を認定した。うち1件は投資用分譲マンション。管理規約は標準管理規約同様、「専ら住宅」としての使用のみを許可している内容だ。認定物件は百戦錬磨(上山康博社長)の民社とまれる(本社)だ。

百戦錬磨によると周知方法は、民泊に申請する趣旨の文書を全戸の郵便受けに投函。対面希望の居住者には会つて説明した。

騒音やゴミ出しトラブル等を心配する居住者は24時間対応のコールセンターの仕組みを説明。「特定反対する人はいるが、周知期間は

報担当」とし、管理組合の了解は得ていな」という。

専有部分の用途に

関し、管理規約では標準管理規約に準拠し、「専ら住宅として使

用」のみを認めている。内容で、同社は「現時

にしておらず、管理規約の確認は認定要件で組合の了解も要件ではない」と指摘。国

衛生課係長は「ガイドラインでは管理規約について」に掲載している。(マンション管理新聞1000号)

規約等各種資料は、今後具体的例の提示を検討する。

区の伊藤弘之生活衛生課係長は「ガイドラインでは管理規約の判断が明確でない」と指摘。国は「管理組合とし

てはこれから対応を検討する予定」としている。(マンション管理新聞997号)

改正箇所一覧

I. 「マンションの管理の適正化に関する指針」改正の概要

1. コミュニティー形成の積極的な取り組みを新たに明記

「基本的方向」に、新たに、コミュニティー形成の重要性を位置付け、「管理組合が留意すべき基本的事項」に管理費とその他の費用の適切なしゆん別の留意点を記載

2. 外部専門家を活用する場合の留意事項を明記

「基本的方向」「管理組合が留意すべき基本的事項」に、外部専門家の活用及びその場合の留意事項を記載

II. 「マンション標準管理規約」改正の概要

1. 外部の専門家の活用

理事長を含む理事及び監事について、これまで区分所有者に限定していたものを、選択肢として外部の専門家も就任可とし、利益相反取引の防止、監事の権限の明確化等の所要の規定を措置(全般関係コメント、第35条～第41条、別添1等)

2. 駐車場の使用方法

駐車場が全戸分存在しない場合における入れ替え制などの公平な選定方法、空きが生じている駐車場の外部貸しに係る税務上の注意喚起等の解説を追加(第15条関係コメント)

3. 専有部分等の修繕等

専有部分等の修繕は、理事会の承認等を得て実施可能とする(第17条、第21条、第22条、別添2等)

4. 暴力団等の排除規定

暴力団の構成員に部屋を貸さない、役員になれないとする条項を整備(第19条の2、第36条の2等)

5. 災害等の場合の管理組合の意思決定

緊急時における補修などの保存行為は理事長が単独で判断し、緊急時の応急修繕は理事会で決定することとした(第21条、第54条等)

6. 緊急時の理事長等の立ち入り

緊急時における補修などの保存行為は理事長が単独で判断し、緊急時の応急修繕は理事会で決定することとした(第21条、第54条等)

7. コミュニティー条項等の再整理

防災・防犯、美化・清掃などのコミュニティー活動は可能であることを明確にし、判例も踏まえた条項として各業務を再整理(第27条、第32条)

8. 議決権割合

新築物件における選択肢として、総会の議決権(及び譲渡契約時の敷地の持ち分割合)について、住戸の価値割合に連動した設定も考えられる旨の解説を追加(第46条関係コメント)

9. 理事会の代理出席

理事会への理事の代理出席について、あらかじめ代理する者を定めておく、議決権行使書による表決を認める等が望ましい旨の解説を追加し、理事会の議決有効性を巡るトラブルを防止(第53条関係コメント)

10. 管理費等の滞納に対する措置

管理組合が滞納者に対してとり得る各種の措置について、段階的にまとめたフローチャート等を提示(第60条、別添3)

11. マンションの管理状況などの情報開示

大規模修繕工事の実施状況や予定、修繕積立金の積み立て状況などの情報を開示する場合の条項を整備(第64条、別添4等)

12. その他所要の改正

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第80号)の施行等に伴う改正、字句の修正等

なお、上記と同様の改正を、マンション標準管理規約(単棟型)だけでなく、マンション標準管理規約(団地型)及びマンション標準管理規約(複合用途型)についても行うこととする

判例トピック

気になる人は気になるが、そうでない人は…。バルコニーの透明ガラスに染みのような不具合があるとして、修補等を望んでいた区分所有者が売り主に修補拒否された後、管理組合に対し必要な対応義務を怠ったとして115万円の賠償を求めていた訴訟の控訴審判決が昨年11月11日東京高裁であり、区分所有者の控訴を棄却した。

裁判記録によると、都内約250戸のマンションで原告は10階の住戸を所有していた。問題になったガラスはバルコニーの4枚中の1枚。

原告は入居後2年のアフターサービス特約期間中、売り主にガラス交換等の修補を求めていたが拒否され、共有部分だとして管理組合に修補等を要求した。

1・2審とも原告区分所有者が敗訴 管理義務「合理的範囲」に限定

現場確認した理事長報告によると不具合は「確かに目視で分かる程度の小さな気泡がまだらにある。気になる人は気になるが、気にならない人はならない」というレベルで、交換見積額は85万円だった。

臨時総会で修補の賛否を問い合わせ、賛成43%と過半数に届かず否決した。

2015年7月17日、東京地裁判決は、ガラスの染みのような部分を「眺望が遮られることはないものの、やや透過性が異なっているが、通常の使

バルコニーガラスの不具合、売り主は修補拒否

「対応忘つた」と管理組合を提訴

に支障を生じさせる性質のものとは認められない」と指摘。「管理組合が売り主に修補請求しても修補が実現した蓋然性が高いとは認められない」と判決した。

管理組合として共用部分を適正に管理する義務を負っているものと解

されるとしても、共用部分に存在する不具合の全てについて、その程度等に関わらず、修補をする義務があるということはできず、不具合の程度や修補のために生ずる管理組合の費用負担の程度等に照らし、合理的と認められる範囲で修補等の対応をする義務があるとして、臨時総会の決議を重視し、原告請求を棄却した。(マンション管理新聞998号)

編集後記

(使用者が記入してください)